

災害時等の遺体搬送に関する協定

和光市（以下「甲」という。）と、一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時等の遺体搬送に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、和光市において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した時（以下「災害時等」という。）に、その災害により、多数の死者が発生した場合に、甲の要請により、乙が所有する霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（搬送要請）

第2条 甲は、災害時等に搬送を必要とするときは、乙に対して搬送を要請することができる。

（搬送拠点の確保及び火葬計画）

第3条 甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画をたてるものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の規定による甲の要請は、次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）担当者の職氏名及び連絡先
- （2）要請の理由
- （3）必要とする霊柩車の台数
- （4）履行期間及び履行場所
- （5）搬送拠点の場所（所在地、施設名）
- （6）その他の必要事項

（搬送業務）

第5条 甲の要請により、搬送に従事する乙の協会員は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を記載した搬送実績報告書（様式2）を甲に提出するものとする。

- （1）霊柩車の台数
- （2）履行期間及び履行場所
- （3）担当者氏名及び従事者名簿

(4) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 搬送に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の額は、災害時等の直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を参考として、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、前条により算定した経費を集計し、甲に請求するものとする。

- 2 甲の要請事項の他に、乙が遺族の要請により遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があったときは、その内容を検査のうえ、乙に対して速やかに支払うものとする。

(広域応援体制)

第10条 乙は災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を超えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

(会員名簿の提供)

第11条 乙は、搬送業務の円滑化に資するため、事前に乙の会員名簿を甲に提供するものとする。協定の有効期間を延長したときも同様とする。

(連絡責任者)

第12条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては、防災担当課長とし、乙にあっては、埼玉県霊柩自動車協会長とする。

(災害情報の提供)

第13条 乙は、搬送業務中に現認した災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第14条 乙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(職員の同乗等)

第15条 甲は、必要に応じて乙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。

- 2 乙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に職員の同乗を要請することができるものとする。

(定期協議)

第16条 甲及び乙は、協定の実効性を確保するため、必要に応じて定期協議を実施するものとする。

(準用)

第17条 この協定は、和光市国民保護計画においても準用する。

(有効期間)

第18条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から書面による協定解除の申し出がない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年 7月28日

甲 埼玉県和光市広沢1-5

和光市

市長 松 本 武 洋

乙 東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館2F

一般社団法人全国霊柩自動車協会

会長 一 柳 鐸

(様式1)

年 月 日

遺体搬送要請書

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 殿
(埼玉県霊柩自動車協会 会長)

和光市長

災害時の遺体搬送に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送を要請します。

担当者の連絡先	職 ： 氏名 ： 電話 ： ()
要請の理由	
必要霊柩車両数	両
履行期間 及び 履行場所	履行期間： 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで 履行場所：
搬 送 拠 点	所在地： 施設名： 連絡先：
備 考	

(様式第 2)

年 月 日

搬送実績報告書

和光市長 殿

一般社団法人全国霊柩自動車協会 会長 印
(埼玉県霊柩自動車協会 会長 印)

災害時の遺体搬送に関する協定第 6 条の規定に基づき、次のとおり搬送実績を報告します。

従事した車両	両 (詳細別紙)
履行期間 及び 履行場所	履行期間： 平成 年 月 日 より 平成 年 月 日 まで 履行場所： 主な搬送区間 () ～ ()
担当者氏名 及び 従事者名簿	担当者 社名： 氏名： 電話： 従事者 社 (詳細別紙)
備 考	